

委員会提出議案第 1 号

山陽小野田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 9 月 2 8 日提出

提出者 議会のあり方調査特別委員長 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会議員定数条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会議員定数条例（平成 2 5 年山陽小野田市条例第 2 9 号）の
一部を次のように改正する。

前文を削る。

本則中「2 4 人」を「2 2 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

山陽小野田市議会議員定数条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市議会の議員の定数は、<u>22 人</u>とする。</p> | <p>前文</p> <p><u>本市議会では、議員定数について平成 24 年 4 月から約 1 年間、適正な議員定数を検討する議員協議会で検討した結果、25 人、22 人、19 人が適当であるとの結論が出た。</u></p> <p><u>その後、議会機能向上特別委員会において、平成 25 年 3 月から 6 箇月間、議員協議会の検討結果を踏まえた上で、本市の議員定数について協議した結果、「本市の議会機能をさらに向上させるためには、25 人が理想である。しかしながら、本則で定める定数は 24 人のままとするも、財政状況等本市のおかれている状況を鑑み、現状においては 22 人とする」との結論に至った。</u></p> <p><u>したがって、この結論に基づき、本条例を制定するものである。</u></p> <p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市議会の議員の定数は、<u>24 人</u>とする。</p> |